

北名古屋市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 6 月 2 8 日

北名古屋市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号。以下「法」という。）の改正法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

北名古屋市は、大都市の名古屋市に隣接している立地条件ながら、比較的まとまった農地が確保されており、稲作を中心に、イチジクをはじめハウレンソウや夏・冬ネギなども生産されている。

しかし近年は、企業進出や宅地開発により農地は減少傾向にあるとともに、農業者の高齢化、後継者不足が問題となっており、遊休農地の発生抑止・解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進に積極的に取り組む必要がでてきている。

ついては、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に推進するよう、北名古屋市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する北名古屋市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標を示すものであり、農業委員等の改選期や農業委員会にて見直しが必要とされた場合に検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生抑止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積 (A)	遊休農地 面積(B)	遊休農地の 割合(B/A)
現 状 (令和4年度末)	3 7 1 ha	1 . 7 ha	0 . 5 %
目 標 (令和12年度末)	3 3 1 ha	1 ha 以下	0 . 3 % 以下

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

また、利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映するように努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地につ

いては、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年度末)	3 7 1 ha	1 4 7 ha	3 9 . 6 %
目 標 (令和12年度末)	3 3 1 ha	2 6 5 ha	8 0 . 0 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、以下について農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ア 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

イ 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

ウ 利用権の設定期間が満了する農地

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状

況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

個人、法人問わず1経営体以上の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

愛知県、北名古屋市及び農業協同組合等の関係機関と連携を図り、推進委員等が新規就農セミナー等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農者へのサポート体制を強化する。

また、「北名古屋市農地マッチング支援事業」により、貸したい農地の情報と、農業経営を拡大したい者、または新規に就農したい者の情報をデータベース化し、効率的な農地と担い手のマッチングを推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。